

令和6年第3回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

令和6年9月9日（月） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 工藤 章君 外5名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	附田 俊仁君	副議長	15番	岡村 茂雄君
	1番	藤井 夏子君		2番	中野 正章君
	3番	山本 泰二君		4番	向中野 幸八君
	5番	二ツ森 英樹君		6番	小坂 義貞君
	7番	澤田 公勇君		8番	工藤 章君
	9番	疍 清悦君		10番	佐々木 寿夫君
	11番	瀬川 左一君		12番	田嶋 輝雄君
	13番	三上 正二君		14番	田島 政義君

○欠席議員（0名）

なし

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又 勉君	副町長	仁和 圭昭君
総務課長	鳥谷部 慎一郎君	支所長 (兼庶務課長)	金見 勝弘君
企画調整課長	田中 健一君	財政課長	附田 敬吾君
税務課長	高田 美由紀君	町民課長	高田 博範君
保健福祉課長	西野 勝夫君	介護高齢課長	三上 義也君
こどもみらい課長	澤山 晶男君	会計管理者 (兼会計課長)	中村 陽一君
商工観光課長	佐々木 和博君	農林課長	原子 保幸君
建設課総括主幹	中村 哲也君	上下水道課長	町屋 淳一君

教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
生涯学習課長	井 上 健 君	国民スポーツ大会推進室長	山 田 真 太 郎 君
(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)			
世界遺産対策室長	鳥谷部 伸 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	田 村 教 男 君	代表監査委員	吉 川 正 純 君
監査委員事務局長	相 馬 和 徳 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部 慎一郎 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	相 馬 和 徳 君	事 務 局 次 長	中 村 大 樹 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（10名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	工藤 章君 (一括質問方式)	1. 新規就農者の現況について	(1) 国、県、町の支援を受けている新規就農者の現在の就農状況を問う。また、この制度により全国的に就農定着している割合はどの程度になるのかを問う。
		2. 畜産の臭気対策について	(1) 我が町の畜産業より排出される臭気が、周辺住民に深刻な影響を与えている。過去10年分の業者数、苦情内容等を問う。また、業者及び苦情者への対応はどのようにされているのかを問う。
		3. 入札制度について	(1) 七戸町総合アリーナの入札状況を検証した結果、総額39億円のうち43%の金額が七戸町以外の業者に下請けとして発注されている。B級、C級業者の育成に鑑み、条件付一般競争入札制度の運用の見直しを検討されてはどうかと思うが、その考えがあるかを問う。
		4. 今後の町の施策について	(1) 新庁舎建設に伴う、基本構想・基本計画の策定、公表時期はいつになるのか問う。最後に、新庁舎建設の計画を含めた町施策の執行に向けて、あと半年にせまった来年4月に予定されている町長選への出馬について、小又町長の考えを伺う。
2	疍 清悦 君 (一問一答方式)	1. 独り暮らしの高齢者について	(1) 独り暮らしの高齢者の生活実態について伺う。 (1)-1 今後、独り暮らしの高齢者の生活実態をより詳細に調査する考えはあるか伺う。
		2. 寮の整備について	(1) 独り暮らしの高齢者や七戸高校の生徒が利用できる寮を整備する考えがあるか伺う。
3	藤井 夏子 君 (一問一答方式)	1. 町への寄附について	(1) 盛田稔氏から寄附された書籍についての現状と今後は。
			(2) 過去にどんな寄附があったか。また寄附を受けるか否かについて、判断材料となる基準はあるか。

		2. 職員を取り巻くハラスメント問題について	(1) 実際にハラスメントの事例があったか。また、予防への取組と相談窓口等サポートの仕組みは。 (2) カスタマーハラスメントに対してどのように対応しているか。 (3) 町として課題と感じていることはあるか。 (4) 防止策としてハラスメント研修が有効と考えるが、町独自に実施する考えは。
4	佐々木 寿夫君 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症の流行に対する対策について	(1) 新型コロナウイルス治療薬の自己負担はどれぐらいか。その負担を減免する考えはあるか。 (2) コロナワクチンの自己負担はどれぐらいか。また、高齢者などへの負担を減免する考えは。
		2. 福祉灯油助成事業について	(1) 灯油値上がりの状況はどうか。 (2) 非課税高齢者世帯へ灯油助成事業を行う考えはあるか。
		3. 介護行政について	(1) 訪問介護報酬の引き下げの、七戸町の訪問介護事業への影響はどうか。 (2) 七戸町の訪問介護事業所に助成する考えはあるか。また、介護報酬引き下げの撤回と介護職員の待遇改善を国に求める考えはあるか。
5	山本 泰二 君 (一問一答方式)	1. オオハングンソウについて	(1) 現在、オオハングンソウの七戸町での繁茂、分布を確認しているか。 (2) オオハングンソウ駆除のための補助はあるか。 (3) オオハングンソウなどの特定外来生物の周知について伺う。
		2. 新型コロナウイルスの対応について	(1) 七戸町の最近の新型コロナウイルス感染者の感染状況について伺う。 (2) 新型コロナウイルス感染者の対応状況について伺う。 (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の周知について伺う。

		3. 小中学生のスマートフォン使用について	(1) スマートホンを持っているこどもの数、割合を把握しているか。 (2) こどものスマートホンの使用時間を把握しているか。 (3) こどものスマートホンの使い方を把握しているか。 (4) スマートホンによる悪口、いじめ、犯罪などの報告はあるか。 (5) スマートホンによる日常生活、学業への影響の報告はあるか。 (6) スマートホンの若年者使用に対する規制を行う考えはあるか。
6	向中野 幸八君 (一問一答方式)	1. 町における少子化、子育て支援対策について	(1) 出産に関する支援の内容と今後の取組について伺う。 (2) 認定こども園等の児童数の現状と保育料について伺う。 (3) こどもを一時的に預けられる制度があるのか、町の現状を伺う。 (4) 今後、町の少子化や子育て支援対策についてどのような予算配分や取組をするつもりか。
		2. 当町の特産品の現状と販売促進について	(1) 当町の特産品であるにんにくや長芋の生産量と売上高の、令和3年、4年、5年の実績を伺う。 (2) 生産量の増加や売上高の向上のための販売促進強化に向けて、どのような取組を考えているか。
		3. 町内道路の管理状況について	(1) 災害以外の通常の道路維持管理はどのように実施しているのか。

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和6年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、9月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（附田俊仁君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、8番議員工藤章君は、一括質問方式による一般質問です。

工藤章君の発言を許します。

○8番（工藤 章君） 皆さん、おはようございます。工藤章です。

今回は、4件ほど通告しております。一問一答ではなく、一括方式で行います。内容的には複数ありますが、今回で結論が見出せるとは考えておりませんので、場合によっては継続して伺う可能性もあると考え、この方式を取らせていただきました。

それでは、うっとうしく、じめじめとした8月も終わり、さわやかに晴れ上がった秋空の下、重く垂れ下がった稲穂が収穫期を迎え、あちらこちらからコンバインの音が聞こえる季節になりました。

ちなみに、令和5年産のJA十和田おいらせ、1俵60キロ当たりの概算金が、去年は1万800円と記憶しております。最終単価は幾らになるか伺ったところ、1万3,600円ということで、そこで、「6年産米の単価は幾らですか」と聞いたら、「今日の10時からの会議で決まる」ということです。生産者にとっては、去年の1万3,600円を上回るような概算金の価格が多分申し渡されることになるかと思いますが、場合によっては、一部の地域で相当、米の値上がりがあるとは聞いておりますが、生産者にとってはいいのですが、消費者にとってはやはり困ったものだなと思っております。

昨日、私の娘から突然電話が来まして、「何だ」と言ったら、「スーパーに米がない」と。「んだら、別のスーパーさ、行ったらいかべ」と言ったら、どこのスーパーにも米がないそうです。七戸にも、十和田市にも。どう解釈すればいいのか。普通ですと、備蓄米を充てたらいいではないか。そして新しいのと交換したらいいのではないかと単純に考えるのですが、その辺は私も理解できない。やっぱり頭いい人は何考えているか分からないなと思って。

それでは、早速本題に入らせていただきます。

新規就農者の現況についてと題して。

要旨としては、国、県、町の支援を受けている新規就農者の現在の就農状況をお伺いし

ます。また、この制度により全国的に就農定着している割合はどの程度になるのか。その割合もお伺いいたします。

それで、まず、新規就農者になるにはどうしたらいいかということで、ちょっと私も勉強しましたので。まず、認定農業者にならなければならない、認定新規就農者ですね。これは、町が申請に基づいて審査して、認定を受けると。認定を受けるといのはどういうことかといいますと、まず、農地の売買が可能になると。それから、町の補助金等が可能になると。それからもう一つは、金融機関の借入れがある程度、認定農業者を取った人が借入れ可能になると。そういう概略的なあれがあるらしいです。

国、県、町の支援を受けていることになるのですけれども、ざっくり申し上げて、国の支援は、まず最初の3年間は、1年間に150万円、450万円ですね。3年目、4年目になりますと、若干減額されて120万円、120万円と。合計で690万円ですか。そういう支援を受けてスタートされるわけですね。

そこで、以前伺ったところ、町には2名ほどの新規就農者、いわゆる認定新規就労者ですね、それが存在していると。そこで、このような金額を受けている状況において、今現在どういう状況にあるのか。まず、それをお伺いいたします。

そして、国の状況は、恐らく同じような新規就農者の就農に各自治体がそれぞれ一生懸命やっているわけですが、その5年、あるいは7年後に、果たして地元の自治体、あるいはほかで就農している割合は一体どの程度になるのか。これ多分、国でしか分からないのではないかなど、全国ですよ。そういう意味で、ちょっと関心を抱いたものですから、内容について質問いたします。

次に、畜産の臭気対策、臭いですね。これについてお伺いします。

要旨としては、我が町の畜産業より排出される臭気が、周辺住民に深刻な影響を与えている。過去10年分の業者数、苦情内容等をお伺いいたします。また、業者及び苦情者への対応は、どのようになされているのかをお伺いいたします。

それで、以前、私が、周辺に住んでいる方にその臭気ですね、臭いですね。「臭いについてどういうものなのか」と。そこでお伺いした話を朗読させていただきます。

まず、ある家庭に聞いたところ、そのうちの方は、友人、知人、親戚一同、誰も来たがらなくなったと。そして、行かない。なぜか。臭いからです。臭うから。そこで、そのうちの方は、取りあえずエアコンの台数を増やしていき、小さな家ではありますが3台にしようと思ったところ、これは駄目だと。なぜかと。アンペア数が足りなかったそうです。そして、網戸ですね。網戸には、網目が埋まるほどハエがたかるそうです。そしてさらには、カラスが畜舎の周りを飛び交い、あまったカラスが自家野菜にいたずらし、「これ見てください、私のうちの白菜、芯しか残っていません」、芯。こういう状況が何年も続いたそうです。勢い余って抗議に行ったところ、まともには取り合ってくださらなかったそうです。

そこで、あなたなら、こういうケースの場合、どうなさいますか。まず、自分自身に問

うたわけですね。そして、どうしてもやっぱり答えが見つからないわけですね。それらを含めて、地元の周辺の方々は、何年も地元に対しての苦情も言えず、役場に行っても、ろくに対応してくれなかったと。どうすればいいのかと。るる悩みが増幅していったそうです。

そこで、この通告は8月6日に、実は私、出した。締め切りがですね。そして実のところ、8月8日に、この件に関して建設産業常任委員会で現場の視察をしようではないかということが決まっておりましたもので、取りあえず8月8日に設定して、町内の比較的苦情の多いところを見させてもらおうと思って実行いたしました。

まず1件目は、豚舎の状況を見たのですが、比較的許容範囲といたしますか、我慢できる範囲かなと。ただし、豚舎の場合は、ふん尿を畑に散布して、それで毎回毎回、耕起して臭いを抑えているという形を取っていたそうです。ところが、最近はどういうわけか、1日に2回ほど散布数が増えてきた状態の中で、耕起もままならないと。そのまま生い茂る雑草の中に、ただ巻き散らしていると、そういうのが散見されました。

2件目については、頭数にも関係あるのですけれども、比較的抑えられた形で、まあまあ、このぐらいだったら何とか我慢できるかなという、印象は抱いたと思います。

そして3件目ですが、まず、ここが一番頭数も多かったものですから、私の見立てでは、多分強烈な臭いがするだろうなと思っておりました。ところが、実際に行ったところ、驚いたことに、以前ほどの臭いは感じられませんでした。あれ、どうしたもんかなと思って、思わず、たしか同行している農林課長の顔を見たのですが、そのときは何といたしますか、しれーつとしているわけですね。おかしいなと。いずれにしても、するべき臭いがかなり抑えられていたわけですから、とにかく臭いはしなかったのですから、取りあえず報告書はそういう形で出さなければならぬのだろうなと思って。

それで、不思議なことに、今度は私自身も、実のところ4月あたりまでは臭いを確認しているのですけれども、それからその辺に行ったことがなかったものですから、若干間があったわけですね。しかし、ここまで変化するかなと。自分でも納得いかない部分もあって。

結論的に言えば、恐らく8日に議員が来るよと。その情報を伝えて、業者サイドでは、極力、清掃なり、搬出なり、努力されたか、もしくは前もってから、もうその臭い対策を何らかの形で、例えば有機性の微生物を使うとか、臭いが出ないような餌を使うとか様々あるらしいけれども、その辺で対策を練っていたのかなと。もしくは、これは役場にとって失礼な言い方になるかもしれませんが、かなりハッパをかけたのかなと。私もその辺、分かりません。

結果として、いい結果になったわけですから、地元の方にも何人か確認しました。「これ臭いが抑えられたのだけれども、いつからだ」と。そうしたら「自分たちでも知らないうちに、何か臭いが抑制されてきたなど。お盆の時期にちょっと雨が降ったら、また振り返したような気がしたけれども、また、いいようになってきた」と。知らなかったのは俺

だけかなと、一瞬ね。

ですから、今の内容については、通告の後だってものですから、さあ、いかがでしょうかなと。結局、私がおっと早く確認しておれば、別な指摘の内容になったのかなと、自分では反省しております。そこで、改めて役場には、通告どおりこの内容をお伺いしたいと、そういうふうに思っています。

そして、3番目の入札制度についてです。

要旨としては、七戸町総合アリーナの入札状況を検証した結果、総額39億円のうち43%の金額が七戸町以外の業者に下請として発注されていると。B級、C級業者の育成に鑑み、条件付一般競争入札制度の運用の見直しを検討されてはどうかと思うが、その考えがあるかということですからけれども、この内容については、抜本的に改正を求めるような、それは申し上げるつもりはございません。

この件につきましては、議会で、特に三上正二議員からも同じような指摘の要望がなされ、その内容については、当然役場も前向きに検討するとは申しているのですが、かみ砕いて言えば、応札された業者がどなたを、あるいはどの町の業者を下請として使用するかは、直接我々が口出す問題ではないわけですね。しかし、43%のお金が町外へ流れていることを考えれば、少しでも競争の中で町の業者にそのお金が落ちるような形がなされないものかと。

そういう意味も含めて、何とか厳しい生存競争の中で、ただでさえも建設業界は高齢化、あるいは人が集まらないその中で、苦しい状況の中で、気がついたら業者がほとんどいなくなったとなれば、これは大変なことです。少なくとも、これから役場が建設される経過がございますので、やっぱりその辺を踏まえれば、年間に1件でも2件でも、そういうチャンスを与えて、そして育成をし、町の発展に寄与されるほうがいいのではないかなと、基本的にはそういう考えでこの内容を通告いたしました。

次に、4番目の町の今後の施策について。

要旨としては、新庁舎建設に伴う基本構想、基本計画の策定、公表時期はいつになるのか。それをお伺いします。

最後に、新庁舎建設の計画を含めた町施策の執行に向けて、あと半年に迫った来年4月に予定されている町長選への出馬について、小又町長のお考えをお伺いいたします。

そこで、この新庁舎建設については、以前、議会から、たしか中野議員の意見だったかなと思うのですが、まだ住民に十分説明が尽くされていない。そこで、もう少し丁寧に住民に説明する機会を設けてほしいと。私もそれを聞いて、なるほどなと思い、それはいいことだなと思って聞いていました。

後日、その内容が公開された後、私自身も住民の不安や意見を自分なりに検証した結果、一つには、合併当初の本所の位置をずらすのはけしからんと、約束に反するのではないかと、そういう意見があったかと聞いております。

それからもう一つは、新庁舎を、何と申しますか、新庁舎を建設するのは、たしか公共

用地ですね、公共施設の集約、建設するということに対して、庁舎を言っていないではないかと、そういうたしか意見もあったのですね。ざっくり考えると、やっぱり新庁舎というのは、公共施設の最たるものですから、この意見もちょっと無理があるなど。

それからもう一つは、こんな意見もございましたね、たしか。空いている中学校の施設を活用してはどうかとか、あるいは中央公民館の場所を考えたらどうかとか。それも一つの意見なのですが、基本的には、新庁舎というのはやはり新しいまちづくりを伴う起点となる場所ですので、そういう構想がやっぱり一緒に附帯していなければ、この意見もどうかかなと思って。

私も個人的には、いろいろ意見を聞いた経緯があります。その中で一番私も、返答といえますか、答えに困ったのが、こういう意見がありました。「今なぜ建設するの」と。「まだ使えるじゃない」、「もったいない」、「人口も減るのでしょうか」、「お金もそんなに豊かでないのでしょうか」、「使えるまで使いなさいよ」と。これにはね、私もちょっとやっぱり返答に困って、次の口が開けませんでした。内容的にはそういうことで。

そこで、まず実際、今の議会で、当初は、この構想に関しては9月議会に提示できるというような予定もあったかと思うのですが、実際には12月になるのか、それとも3月になるのか、その見通しは一体どうなっているのかと。併せて、来年4月になりますと、今の町長の任期が切れるわけですので、私はまず、町長、次に出ますか、出ませんかというよりは、ぜひ出てはいかがですかと。少し上になるのですけれどもね。

なぜかといいますと、当然1年半、私も拝見して、体力的には十分まだできると。それから、記憶も衰えていないと。そして一番自分が買った年ですね。そして、いろいろな公共用地を集積して新しい町をつくるのだと。この構想の下で進んできたわけですから、それが今、まさに途に就いたような形でいるだけに、まさか勇退するはずがないと、私はこう感じているわけですね。ですから、改めて選挙戦になれば、当然新庁舎建設の議論が盛んになり、まさしく町民の選択に信を問うと、そういうことになろうかと思うのですが、まさしく年齢的にいっても、首長経験の中でのまさしく集大成になる。その中において、ぜひ出馬すべきだと。こういう考えの下で、こういう質問をさせていただきました。

以上、壇上からこれで終わります。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

工藤議員の御質問にお答えいたします。

久しぶりの一括質問方式ということで、ちょっと今、戸惑っておりますけれども、まず順を追って答弁をいたしたいと思っております。

まず、一つ目でありまして、新規就農者の現況ということですが、当町における新規就農者の現在の就農状況は4名となっており、トマト・ミニトマト2名、キャベツ・ニンニクが2名となっております。

全国的に見ますと、令和元年に総務省から発表された新規就農者の定着状況における実

態についての調査結果によると、新規就農者1,591人、そのうち35.4%が就農はしたけれども離農しているということでありまして、定着率、いわゆる64.5%が定着している方ということになります。

当町において、過去10年において、新規就農者20名のうち、現在も営農している就農者は13名となっており、定着率は65%となっております。

次に、二つ目の畜産の臭気対策であります。記録がある過去5年間で町に寄せられた畜産による臭気等の苦情は、事業者数で6事業者となります。

内容としましては、圃場での堆肥の野積みからの流出等が5件、堆肥舎等施設からの堆肥等の流出4件の計9件となり、悪臭、それから水路への沈殿、ハエ等の大量発生となります。

対応といたしましては、圃場での堆肥の野積みの対応は、町より土地所有者へ速やかな散布、そして耕起等をお願いし、対応してもらっているところでもあります。また、畜舎等の施設の案件につきましては、指導機関である県民局と現地確認、聞き取り調査を行い、運用上の問題があれば指導を行い、事業者が対策を実施いたしております。

しかし、臭気そのものの根本的な改善、これは臭いですから、なかなか難しいということで、そういう難しさがあります。また、近年の肥料価格高騰により、有機肥料の活用も国が推奨しておりますが、散布には臭いがこれは避けられない状況であります。

町では臭気対策として、令和4年度に産学官連携による七戸町バイオマスエネルギー利活用検討コンソーシアムを組織して、肉牛ふん尿等を原材料としたバイオガス発電を検討いたしました。臭気対策には有効である一方、事業化には課題が多く確認されていることから、課題解決に向け、令和5年度以降も継続した実証試験、これを行っている状況であります。

次に、七戸町総合アリーナの入札状況。

これは、いわゆる43%の金額が町以外の業者に下請として発注されていると。いわゆるB級、C級の育成と、こういったことから、条件付一般競争入札制度の運用の見直し、これを検討されてはどうかということですが、現在、町が発注する建設工事は、条件付一般競争入札方式により行っております。

現在の入札制度をよりよい制度にするための検討、これは今以上のいい方法はないのかということでの検討は必要だと考えておりますが、まずは現行制度における状況を改めて確認し、検討してまいりたいと思っております。

条件付でありますけれども、条件付きに、いわゆる地域限定というのを一つ付しております。これは、恐らく周辺では七戸町だけだと思います。こういったものをなくすると、いわゆる町外からどんどん資格ある業者が入ってくるという状況になりますので、これは、先ほど三上議員のお名前も出ましたけれども、いろいろ意見をいただいたりということで、これによって、例えば総合アリーナ、あれだけ大きいものでも、いわゆる本体の工事というのは、いわゆる町外の業者というのは入ってこない。ゼネコンであろうと何だろ

うと、これは地域を限定したうちのほうだけの合法的な入札制度、非常にいい制度であると、私はそう思っております。

ちなみに、周辺の市町村を見ますとですね、結構よそからゼネコンとか、そういった業者が入ってきているということでもあります。

そして、いわゆる町外に下請として発注されているのが多いのではないかと。確かにそうではありますが、特に今行っているのは建築工事。建築工事については、町内にそういう有資格の業者がないのは、よその町外に発注せざるを得ないということになります。あまりこれを町主導で強くやりますと、取りようによっては官製の談合という可能性もあります。ですから、そういったことにもならないように気をつけながら、できるだけ町内業者に発注するよというということで、いわゆるどこどこが取って、どこどこに下請を町内の誰々にやれというのは、もちろん、これもしてはならないことでもあります。これはもう取った業者の自由ということになります。そこを、いわゆる違法にならないように、そういう指導はしていくということにしています。

例えば建築工事で、くいの工事というか、かなりのくいの本数を打っていますけれども、これなんかも町内にはそういう業者がおられませんし、鉄筋自体の工事も専門の業者はおられません。それから、鉄骨の工事、あれだけ大きいもの、確かに1社は鉄骨の業者がいますけれども、やっぱり少し違うのです。やっぱりこれは専門でない駄目と。それから屋根工事、石・タイル工事とか、そういったものは町内に、いわゆるそういう専門の業者がいない。資格を持った町外業者に発注せざるを得ないということになります。

今後、その中でもやっぱり町内で、例えば周辺の土木工事であるとか、そういったものは町内業者に発注ということで、今後もある程度その主導をしていかなければならないと考えています。

それから、基本構想。今、新庁舎建設検討委員会において、基本計画、その素案というのを審議していただいているところでありますが、基本構想及び基本計画については、令和6年度中に策定をいたしたいと考えております。そして、住民への説明ということが不足しているというのは、いわゆる一度やりました、実は、大まかな。これは中央公民館で行いましたが、これからその説明については、必要であれば、さらに説明会を持ちたいと思っています。

それから、なぜ建設するのかと。使える分、使ったらいいではないかということですが、実はこの本庁舎、躯体調査をいたしまして、令和15年までが耐用年数だ、限界だよということですから、それを考えていくと、幾らもない。いわゆる構想を立て、そして住民の説明をしながら、さらに設計を立てて、そして建設と。しかも本庁舎は、いろいろな防災機能とか、全てが集中していますので、完成した暁には、全てそれを移動して、そして十分に機能するというのを確認して、業務をやらなければならない。これが遅れると、もし本庁舎に、あるいは大きい災害が起きた時点で、対応できないということになれば大変な問題になると。ですから、こういうスケジュールで間に合わせるように。だ

から、使えるだけで使ってというのは、普通の何でもない建物であれば、そうかもしれませんが、本庁舎の機能というのは、そう簡単に移すわけにはいかないということで、こういうスケジュールを進めてまいりたいと思っています。

さて、あと最後ですね。通告は、たしかありました。まとまった文がありませんので申し上げますけれども、来年の4月23日が私の町長としての任期になります。ですから、約半年しかありません。

そこで、おかげさまで、皆さんの協力を得ながら、いろいろなのをやってまいりました。特に今回、今任期については、私としても一つの町長という仕事の集大成であるというふうに思っています。もちろん、町の町長としての仕事は、もうこれは永久に続きますけれども、私の任期中、私の今回の任期については、最初から年齢も考えながら、今回が大体締めくくりの任期だよという思いをもってやってまいりました。

やっぱり人間というのは、人生というのは、一つの潮どきというのはあると思います。来年の4月の選挙になりますと76歳になります。そこから4年間の任期をプラスすると80歳になります。やっぱり高齢というのは間違いないところでありまして、いろいろ衰えてきております。そういったことで、今回の任期をもって退任をしたいと、出馬しないという決断をいたしました。そこらあたりで、ひとつよろしく御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員よろしいですか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） まず、2番目の臭気について、先ほど申し上げましたが、私も意外でした。意外だということは、業者が何ほど努力したのかなという視点と、あるいは役場が常日頃、それに応じて対応してくれたのかなと、両方あるのだろうと思います。

結果として、地域住民のためにとっては、いいことになりそうですね。ただ、ちょっと一つ懸念するのが、冬場の積雪時のあの辺の道路の汚れとか、その辺も地域住民の方は申しておりました。

結果として、私、役場を今まで議事生活の中であまり褒めた時間ないのだけれども、今回はやっぱり、役場さ、頭下げないとならないな。いや、本当に率直にそう思っています。何分努力してくれたのだろうなど。

今後につきまして、地域住民の方に対しても、あるいは周辺の住民に関しても、やっぱり自分が被害を受けているわけですから、特に臭気というのは大変な臭いですので、それはそれとして、やっぱり役場に、苦情なり、相談なりはすべきですね。そして役場は、それに対して真摯に聞いて、極力、苦情という考え方でなくて、意見として取り入れて、それをまた申し出た人にやっぱり何らかの方で伝達すると、あるいは電話でも何でもいいですから。それがやっぱり一つのこれからの町の姿勢としては大事ではないかなとは思っております。

それから、最後の町長の進退について、いささか、私は戸惑っております。なぜかといいますと、やっぱりまだ十分働ける。それから、いよいよ新しい構想の下で、小又町長とかつて農協合併のとき、あなたが組合長のとき、私も七戸農協の代表として合併を議論しました。その当時のことを思い出して、同じような議論がまた熱く語られるのではないかなというような思いを今よぎった次第です。

ただ、町長の話の話を聞いていると、これ以上無理に進めるのもいかがなのかなと。さりとて、何か思いが残るわけですね。しかし、いずれにしも、まだ半年あるから、そう簡単には諦めたくはないですから、無理にはしませんけれども、何となくやっぱり心残りがあるような状況ですので、そういう思いを伝えて、私のこの場からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、再質問の答弁はよろしいですか。

これをもって、8番工藤章君の質問を終わります。

次に、通告第2号、9番呷清悦君は一問一答方式による一般質問です。

呷清悦君の発言を許します。

○9番（呷 清悦君） 皆さん、おはようございます。

人口減少・少子高齢化が進んだ結果、独り暮らし世帯がかなり増えたように感じています。昔は3世代、4世代が一緒に暮らす大家族が多かったと思いますが、子供が少なくなり、その子供の進学、就職によって家を出ていき、就職先で結婚し、家を持ち、親と一緒に暮らす機会がないままになるケースが多くなっているように思います。

今は、夫婦あるいは親子二人で暮らしている世帯も、どちらかが先に亡くなれば、いずれ独り暮らしになります。家の中にいて、独りで倒れ、救急車を呼ばなくてはならない状況に陥ったときはどうなるのだろうか。また、災害が発生した際は、安全に避難できるのだろうかと心配になります。生死に関わる問題だけではなく、日常生活においても、食事、入浴、除雪作業等、不便に感じる人が多いように感じています。

そこで、独り暮らしの方の状況についての質問をします。

公共交通機関が少ない地方で、かつ農村部で暮らす場合、子供と保護者にとって、経済的にも時間的にも結構負担になるのが子供が高校に進学した際の「通学」ではないかと思っています。小中学生のうち、自宅から最も近い町内の学校にスクールバスで通うことができ、課外活動を行うにしても、多くの場合が町内で行えるので、送迎も少ない負担で済みますが、町外の高校に進学すると、保護者が子供を送迎する時間が格段に増えます。何気ない日常生活に潜むこのような非効率、あるいは危険な状況を考えたとき、これらの問題を解決する一つの方法が「独身寮」であると思えてきました。

八戸高専で5年、トヨタ自動車で約4年、営農大学校で1年の約10年間、独身寮で生活した経験を当町のために生かす機会が「今」だと強く感じています。

第2次七戸町長期総合計画には、「人口の減少が続くなか、住民の住宅ニーズも多様

化しています。良好な住環境は、定住にかかせない条件となっています。民間の活力を活かす方策を検討しながら、住宅の計画的な建て替えを推進します。」と記載されています。

そこで、二つ目として、独身寮のような施設を整備する考えがあるか伺います。

壇上での発言は以上とし、質問者席に移動して質問いたします。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（畷 清悦君） 一つ目の質問に入ります。

独り暮らしの高齢者の生活実態の現状について伺います。

当町の今年の4月1日時点の人口は1万4,158人、世帯数は6,793世帯でした。平均すると、1世帯当たり2.08人であり、ほぼ二人暮らしが一般的な状況になっているといえます。6,793世帯のうち、65歳以上の独り暮らしは1,807人で、大体4世帯に1世帯が65歳以上の独り暮らしという状況になっています。

独り暮らしの高齢者で心配なことは、食事、入浴、除雪、消費者被害、交流・会話の減少等です。食生活の改善を指導されたとしても、独り暮らしでは食事を作ること自体おろそかになるような気がします。経済的に余裕があり、車を運転できる人であれば温泉を利用することもできますが、そうではない独り暮らしだと、自分一人が入浴するためだけに風呂を沸かすということ自体が、高い燃料代を考えるともったいないという感覚になり、入浴の回数を減らしたり、シャワーだけで済ませたりすることが増えるような気がします。

冬期間の除雪作業も深刻な悩みだと思います。高額な商品を買わされたり、振り込め詐欺や投資詐欺を受けたりしていないか心配です。家の中で会話を交わす人がいない上に、車で外出できないとなれば、行動範囲が相当狭まり、友人や知人との交流や会話も少なくなっていないか心配です。

独り暮らしの高齢者の生活実態がどのような状況であると把握しているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 畷議員の御質問にお答えいたします。

町では、住民がより長く、元気に、地域で暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムを構築しており、さらに3年に一度、高齢者の生活実態調査を行っております。

その調査内容は、食事については回数や満腹感に関して、交流・会話については、地域との関わり方や会話の頻度等に関して調査結果により把握しているところであります。生活実態調査では、入浴状況や消費者被害に関する設問というのはありませんので、把握していない状況にあります。また、除雪に関する相談については、年に数件、問合せ、依頼

があり、その都度対応しているところであります。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） 独り暮らしの不安事項について具体的に5項目を挙げましたが、大きな地震が来ても倒壊の心配がない住宅に住んでいるのか、住宅にはエアコンが設置されていて猛暑のときは熱中症にならないように適切に使えているのか、災害発生時は安全に避難できるのか、相続の手続は心配のない状況なのか、入院するときに保証人になってくれる人は確保できているのかなど、心配事は多々あります。

それらの心配事も含めて、今後、独り暮らしの高齢者の生活実態をより詳細に調査する考えはあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

調査内容は多岐にわたっておりますが、今後さらに充実した介護予防や健康づくりを進めていくために、現在、町で支援しているサービスを精査し、分析し、より実効性のある調査内容、これに見直ししたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） より詳細に分析し、これからのそういった支援策に生かしていただきたいと思っています。

1番目の質問は終わり、2番目の質問に移ります。

独り暮らしの高齢者や七戸高校の生徒が利用できる独身寮を整備する考えはあるか伺います。

進学する高校を選択する主な判断基準は、学力と保護者の経済力の2点だと思っています。私は、町民が入居できる独身寮に七戸高校の生徒も入居できるようにすれば、県内各地、あるいは県外からも生徒を集めることが可能になると思っています。もし独身寮から通学することができる七戸高校になれば、選択肢の一つに加える生徒や保護者が相当増えると思っています。

独身寮に入居すると、食事は食堂を利用し、入浴は共同浴場を利用することができます。食生活は栄養バランスが考えられた食事となり、食器を洗う必要もありません。風呂は毎日入れるようになり、健康的で清潔な生活を過ごすことができます。どんなに雪が降っても自分が除雪をする必要はありません。気の合う友人といつまでも話をすることができ、楽しく過ごすことができます。そこで伺います。

町民の生活の質の向上及び七戸高校の存続のため、そして、これからの町の住環境の整備の一環として、独り暮らしの高齢者や七戸高校の生徒が利用できる独身寮を整備する考えはあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、高齢者のための居宅において、生活することに不安のある方に対して生活支援ハウス運営事業を実施し、介護支援機能、居宅機能及び交流機能を有する住宅を提供いたしております。さらに、民間事業者による有料老人ホーム等も整備されているため、独り暮らしの高齢者向けの寮の整備については考えておりません。

また、高校存続のため、生徒も利用できる寮の整備については、七戸高校の入学者を増やすために第一に考えるべきことは、七戸高校の生徒にとって魅力的な学校になることが重要であると考えています。このことから、町では公営塾を開設し、町内の中学生はもちろん、近隣の中学生からも七戸高校に入学したいと思えるような学習環境を整えることを優先し、現在取り組んでいるところであります。

生徒向けの寮の整備については、七戸高校と公営塾の取組によっては課題となり得るものと認識しておりますが、今後の状況を見極めながら慎重に判断してまいりたいと思えます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（昗 清悦君） 先日ですが、今であれば町内ということになりますが、七戸高校に冬場通うのが大変で、親戚の家に冬場だけ下宿させてもらって通ったという人から、その当時の話を聞きました。改めて、通学の負担が少ないということも、学校選択の重要な判断材料だと思いました。

公営塾が七戸高校の入学人数に対してどのような効果を及ぼしているかについては、今後、分析していくのだと思っておりますが、私は、公営塾だけで入学者を増やそうと考えるのであれば、高校入試において、七戸高校での合格点よりも高得点を取らないと合格できない高校への進学を目指している生徒の中から志望校を七戸高校に切り替えてくれる生徒を増やすしかないのではないかと考えています。それで十分な成果が出ればよいと思っておりますが、それだけで不十分だとなった場合、ほかにどのような方策を考えるのかという点を気にしています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、9番昗清悦君の質問を終わります。

次に、通告第3号、1番藤井夏子君は、一問一答方式による一般質問です。

藤井夏子君の発言を許します。

○1番（藤井夏子君） おはようございます。

日中の暑さも少しずつ和らぎ、過ごしやすい季節となってまいりました。しちのへ夏まつりに続き、しちのへ秋まつりも大盛況の中幕を閉じ、間もなく来る夏の終わりを実感いたします。大勢の子供たちが出店の前を楽しそうに歩く姿や、祭りばやしとともに大きな声で笑う様子を見て、月並みではありますが、七戸の子供たちが笑顔で暮らせるように力を尽くすことは私たち大人の責務であると強く感じ、また、新たな気持ちで今議会に臨んでおります。

今回の質問は、町役場職員の業務や職場環境に焦点を当てた内容となっております。

一つ目に、町への寄附について質問いたします。

寄附金以外に町へ寄附されるものについては、あまり知る機会がありません。寄附されたものを配布したり、設置検討するのも役場職員の業務となるため、その後の活用についても言及したいと思います。

二つ目に、ハラスメント問題についてです。

昨今、ハラスメントについてのニュースは、テレビでも連日報道されているとおります。時には人命が関わってくる場合もあるため、決して軽視してはいけない問題だと思っています。職場内だけではなく、外部との間で起こるカスタマーハラスメントも大きな問題の一つです。対処法や防止策など、サポート体制が整っているかどうかを伺います。

以上で壇上からの発言とさせていただきます。

以降は、質問者席に移りまして質問を続けます。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 初めに、町への寄附について質問いたします。

寄附については、普段あまり意識することも、目にするものもないと思います。その当時、私は町外に住んでいましたが、過去にあった寄附の事例の一つとして、名誉町民である盛田稔氏から多数の書籍の寄附を受けたと承知しております。この書籍の活用方法については、令和元年9月定例会での山本議員からの一般質問にて、「財政的な協議の上、中央図書館にコーナーを設置し、活用・公開を考える」と答弁がありました。しかし、いまだ設置には至っておりません。

ここで一つ目の質問です。盛田稔氏から寄附された書籍の現状と今後の活用について、町の考えをお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） おはようございます。

藤井議員の御質問にお答えいたします。

平成20年9月に盛田稔氏から寄附された書籍については、平成22年12月から七戸庁舎4階において、閲覧を希望する方への公開をしておりましたが、七戸庁舎の耐震改修工事に伴い、平成29年度に書籍を文化交流センター及び七戸庁舎旧議会議場へ移動し、現在も同じ場所に保管しております。

今後につきましては、図書館・公民館整備の協議検討の基に整備を行う際には、その図書館の一角に「盛田文庫コーナー」を設置し、盛田文庫の魅力を町民の皆さんに興味を持っていただけるよう努めてまいります。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 先日、旧西野小学校である今の文化交流センターに行き、保管されている書籍を見てまいりました。想像以上に膨大な点数で、町内に2か所ある既存の図書館の一角を少し空けた程度では全てを収納することは到底できないと感じました。盛田氏の思いを酌み、ぜひ大勢の目に触れる形で活用してほしいという気持ちでいる町民も少

なくありません。いただいた答弁のとおり、場所の確保等、環境が整い次第、盛田文庫コーナーの設置を実現させていただきたいと思います。

この書籍には、既にラベリングがされており、当時の寄附を受けた担当者に話を聞いたところ、本のタイトルを全てデータ化し、管理しやすいよう準備をしていたことが分かりました。数が多かったこともあって、かなりの時間と労力をかけてデータ化したという印象でした。しかし残念なことに、寄附から数年たった今でも書籍はあまり活用されていません。また、寄附を受けたときから既に手に取る形での活用はできないような状態の書籍もあったということでした。町のために活用してほしいという寄附した側の気持ちと、どうか活用しようと努力をした寄附を受けた側の役場の気持ち、どちらもいまだ報われない形となってしまっています。

なぜ今このような状況になってしまったかと考えたときに、寄附を受けるときの基準が明確化されていないことも一つの問題なのではと考えました。そこで、過去にどのような寄附があったのか。それと同時に、そもそも寄附を受けるか否かを定めるための判断材料となる基準はあるのかどうか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

過去に寄附を受けた主なものは、現金や図書カード、書籍、絵画などが挙げられます。また、コロナウイルスが蔓延していた時期は、マスクや手指消毒液、書籍除菌機などの寄附を受けておりますが、マスクや消毒液は、品物がない中、大変ありがたいことでありました。

寄附を受ける際の基準については、明確な基準や方針はありませんが、現金等につきましては、寄附申出者からどのような意思で寄附をするのか確認した上で寄附を受けております。書籍や絵画につきましては、その価値や保存状態、寄附を受けた後の活用方法など、関係部署において総合的に判断し、寄附を受けるか否かを決定していますので、申出があったもの全てを受けるとはではなく、場合によっては、寄附の申出をお断りする場合があります。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 今後、何かしら寄附の申出があった場合、ある程度でも基準がつくられていれば、物事がより円滑に進むのではないかと考えます。寄附を受けるか、断るかの判断をするためだけではなく、寄附されたものの行き先が不透明になってしまうことを防ぐためにも、寄附を受けた後の活用方法については、早い段階でより具体的に検討していく必要があると思います。

厚意により寄附されたものでも、結果、十分に活用できなければ、寄附をした側、受けた側、双方にとってよい形とは言えません。今後、どなたが担当になっても、同じような

判断ができるように、過去の事例を参考にしながら、基準の明確化を含めた対応について十分準備していただきたいと思います。

以上で寄附についての質問を終わります。

続いて、ハラスメント問題について質問します。

冒頭にも少しお話ししましたが、ここ最近、ハラスメントに関わる問題が全国的にも多く報道されるようになりました。ハラスメントが問題視され始めてから、程度は違えど、同様の事案は数え上げれば切りがありません。社会全体がどんどん成熟をしてきており、個々の人権意識が高まったことがハラスメント問題を増加させている一つの要因となっていると考えられています。

この問題の難しいところは、全く同じ事案というのは一つもないというところです。時には、人命にも関わってくる大きな問題ですが、ここ数年間の役場職員間におけるハラスメント問題について、実際にハラスメントの事例があったか。また、予防への取組と相談窓口等のサポート体制についてお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ハラスメントの事例については、過去において、パワーハラスメントに関する相談が数件ありました。ハラスメントに関する苦情の申出や相談があった場合は、「七戸町職員のハラスメントの防止等に関する規則及び指針」に基づき、総務課が相談窓口となり、関係者への事情聴取を行うことなど、事実関係を調査するとともに、当事者への指導や助言等により当該問題を迅速かつ適切に解決できるよう対応しております。

また、規則の中では、ハラスメントの事実内容や状況によっては、「七戸町ハラスメント対策委員会」を設置し、事実関係の調査や対応を審議することと定めておりますが、これまで委員会を設置するまでの事例というのは発生しておりません。

ハラスメントを予防するための取組といたしましては、職場や職員全員がハラスメントに対して正しい理解を深めるとともに、共通した価値観、意識を持つことが重要であることから、定期的に職員研修を実施いたしております。

○議長（附田俊仁君） 1番議員。

○1番（藤井夏子君） パワーハラスメントが数件というお話がありました。今、報道で問題になっているのもパワーハラスメントの大きな事案であります。委員会を設置するまでに至っていないということで、少し安心した感じがいたしますが、ハラスメントの問題の中にカスタマーハラスメントと呼ばれる通称カスハラと呼ばれている、企業で言えば顧客から受けるハラスメントがありますが、自治体にとっての顧客は町民や企業と業務上やりとりをする外部の存在全てが当てはまるために対象が多く、さらに、窓口での業務があるためにカスハラが起りやすいと言われております。

また、日本は、基本的な顧客サービスのレベルが高く、サービスを受ける側の期待値がそもそも高いために、期待が外れると不満が必要以上に大きくなってしまおうという傾向に

あります。

そこで、当町においての顧客ハラスメントに対しては、どのような対応をしているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

職員を対象とした不当要求行為に対しては、先進自治体で運用しているマニュアルを参考に、職員個々で対応するのを避け、担当者任せにせず、組織的に対応することで、事案の未然防止を図っております。また、暴力や傷害行為、器物破損等の行為があった場合は、速やかに警察へ通報し、警察官の派遣を要請いたしております。

それから、町では、「広報しちのへ」において、これまで顔写真つきで職員を紹介しておりましたが、写真を見ながら「容姿についての誹謗中傷」、「不当な叱責や恫喝」、あるいは「性的ないたずら電話」などを受けたとの報告がありまして、これも、いわゆるカスハラであり、顧客ハラスメント防止のため、今年度から一般職員の顔写真掲載は取りやめております。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 広報への顔写真掲載について、今答弁をいただきましたけれども、これは、私、個人の感想ではありますけれども、顔写真が載った広報を見るのが少し楽しみになっておまして、新しい方が入ったのだな、この間、電話でやり取りした方は、こんな方なのだなというのを書面で確認できるという大きなメリットはありますけれども、逆の立場に立ったときに、そういった電話だとか、嫌がらせがあったときは、やめてほしいと思うのが恐らく職員の素直な気持ちだと思います。寂しい気持ちはありますけれども、職員を一番守れる形で、今後も広報の掲載を検討していただきたいなと思っています。

昨今は、SNSも普及をし、自身の関知しないところで個人情報を書き込ませてしまう、いわゆるさらされる被害に遭うのではという恐怖も突きまわってしまうため、数あるハラスメントの中でも、カスハラへの対応に関しては非常に難しいことだと感じています。

町側の対策や意識だけでは防ぐことができない場面が多いと考えられることから、時には組織的に対応するといった毅然とした対応も必要だと思います。対応が難しく、正解がない。しかし、いつ、誰にでも起こり得る課題だらけのこの問題ではあります。町として、ほかに課題と感じていることはあるかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在では、ハラスメントの多様化が進み、様々な種類のハラスメントが存在し、複雑になっております。多様化するハラスメントに対し、複数の対策が必要になってきています。

職場においてハラスメントが起こる原因としては、「個人の意識差」、「上司のマネジ

メント能力不足」、「職場内のコミュニケーション不足」、「ストレスを感じやすい職場・労働環境」などが挙げられますが、そのような原因を解消していくということが一番の課題ではないかと考えています。

たとえ悪気はなくても、受け取った相手が不快に感じてハラスメントになる事例も多いことから、ハラスメント防止のためには、職場や職員全員がハラスメントに対しての正しい理解を深めていくとともに、個々の価値観や意識の差を解消していくことも一つの課題であると考えています。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 自身と相手の双方を知る人物にハラスメントの事実を打ち明けるのは少しハードルが高いように感じますが、同じ課の中の近い人たちと日頃から細やかなコミュニケーションが取れていれば、世間話の延長といった形で、事が大きくなる前に問題の種に気づくことができるかもしれません。答弁の中でもありましたが、共通の認識を持つこと、共通の価値観を持つこと、それはハラスメントを防止するのに非常に効果的であると言われています。

時代が移り変わり、以前はまかり通っていたやり方が、今は問題視されてしまうというのが現実です。言論の自由が制限されるような感覚に陥り、やりにくくなってしまいう意見もありますが、少なくとも相手を不快にさせたり、おとしめたりするような言葉や行動は今も昔も業務上不必要です。性別も年齢も違う者同士がハラスメントについての知識を身につけ、共通の認識を持っていれば、万一、問題が起こったとしても、一方は深く傷つき、一方は全く悪びれないという最悪の事態は避けられると思います。

共通認識を持つことにつながる有効な手段の一つとしてハラスメント研修がありますが、講師の選定をはじめ、開催自体を町独自に実施する考えはあるかお聞かせください。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、職員と産業医で構成する「衛生委員会」において、毎年テーマを決め「メンタルヘルス」や「ハラスメント」の研修会開催し、職員や職場環境の改善ということに取り組んでおります。

ハラスメントに関する研修は令和3年度に実施しており、47名の職員が参加しております。研修会の開催に当たっては、日時、会場を複数設定するなど、全ての職員が参加できるよう、工夫しながら開催をいたしております。

ハラスメントの防止に向けて、職員一人一人が研修などを通じて、職場全体で正しい認識を深めていくことが重要であると考えています。

○議長（附田俊仁君） 1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 開催実績があり、できる限り多くの職員に受けてもらうために、日程や時間の工夫もされているということで、今後もぜひ続けていただきたいと思ます。

この議場にいる方々は、町長をはじめ、執行部、議員、傍聴席の方々に至るまで、全員がよりよいまちづくりを目指し、試行錯誤をしようという思いをそれぞれが持っていると思います。立場は違えど、同じ方向を向いているはずです。町民の声を聞き、行政へと届け、反映されるのが私たち議員の仕事ではありますが、それと同時に、日々町のために働いてくれている役場職員の話聞き、実情を知った上で一緒に考えるということも議員である私たちの大切な役割だと感じています。

私は、町の施策については全くの素人なので、一般質問で何を取り上げるにしても、要望を伝えるにしても、まずは担当課に行って、分からない部分を聞くところから始まりです。分からないことだらけの私に、いつも丁寧に説明をしてくれる職員の方々には、感謝の気持ちでいっぱいです。もちろん、間違っていること、正してほしい点については、しっかりと指摘をした上で、よりよい町をつくるという大きな目標に向かって、共に取り組んでいく気持ちであります。

役場職員、そして議員、町民の皆様は声を大にして伝えたいこと、それは、どんな場面でも、思いやりの気持ちと相手を尊重する気持ちを忘れることなく接してほしいということです。職場内しかり、窓口対応しかり、それぞれが違う考えや思いを持っているわけですから、時には意見が食い違い衝突することもあると思います。その中でもし自分自身がつらいと思うことがあったら、まずは声を上げてほしい。そして、聞いた人は、それを決してなかったことにはしないでほしいと思います。他人事ではなく、自らが、時には加害者にも被害者にもなり得るということを常に意識して、誰もが安心して働ける職場であってほしいと強く願います。

役場職員の心理的な安全性が確保され、十分なコミュニケーションと活発な意見交換が日常のことになれば、きっと町全体の雰囲気も明るくよい方向へと向かうでしょう。お互いを尊重し合える人間関係の構築を目指し、役場職員、そして議員、町民の皆様それぞれが一丸となって、よりよいまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

長くなりましたが、以上で質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、1番藤井夏子君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。11時半まで。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、通告第4号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） 昨今の物価高の中で、町民は大変厳しい生活を強いられています。町でも様々な対策を立てていますが、私は今度の議会で、町民の生活をさらにしっかりと支える町政を実現するため、幾つか質問します。

一つ目は、新型コロナウイルス感染症の流行に対する対策についてです。

新型コロナウイルスは、新株の置き換わりで、感染が全国的に拡大してきています。一方で、患者などへの負担軽減策は4月から打ち切れ、患者が治療薬を避ける傾向が生じています。薬代が3万円を超える金額になるからです。そんなに高いなら我慢しましょうという話になってしまいます。新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行うこと。

また、秋から65歳以上の高齢者と60歳から64歳まで基礎疾患がある住民へ、リスクの高い住民を対象に7,000円の自己負担を求めるワクチンの定期接種が始まることを受け、ワクチンは重症化を予防する手段であり、経済的負担軽減が必要です。ワクチンも今まではお金がかかっていませんでした。ワクチンは重症化を予防する手段であり、経済的負担軽減が必要である。併せて、ワクチンの有効性、安全性について、町民の疑問に答える必要があります。

二つ目は、福祉灯油助成事業です。

ガソリンや灯油の値上がりが目どく、灯油は、国からの助成があってもリッター118円もします。以前、町で福祉灯油を助成したときは、1リットル110円ぐらいのときと記憶しています。

三つ目は、介護行政についてです。

訪問介護報酬の引き下げが4月から実施されました。高齢者の生活を支える訪問介護事業所の経営をさらに困難にしています。全国的には、訪問介護事業所の倒産が、2000年の介護保険制度スタート以降で最多となりました。高齢者が在宅で暮らし続けることができなくなります。介護事業は国の施策ですが、事業主体は自治体です。町民の暮らしを守るためには、自治体は国に意見を上げるべきではないのか。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 新型コロナウイルス感染症の流行に対する対策についてです。

前回までは、コロナウイルス治療薬の自己負担は軽減されて、ただでした。コロナワクチンの自己負担も、ただでした。しかし、今は国の方針がはっきり定められていません。そこで質問します。

（1）新型コロナ治療薬の自己負担はどれぐらいか。町では、その負担を減免する考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の治療薬の薬剤費については、昨年9月末で全額公費負担の運用が終了し、以降、一部公費負担が続けられてきましたが、本年4月からは公費負担がなくなりました。

公立七戸病院に治療薬の金額について問い合わせしたところ、重症化リスクのある患者と感染者本人が希望する場合に、処方する飲み薬である「ラゲプリオ」が5日間分で8万

6,600円、また、入院した患者の症状により投与する点滴薬の「ベクルリー」が10日分で51万1,500円とのことでした。いずれも医療保険の対象で、この金額に自己負担割合、これに乗じた金額が個人の負担額となります。

町では、65歳以上及び60から64歳の基礎疾患等重症化リスクの高い方を対象に、新型コロナウイルスワクチンの定期接種を10月中旬から実施する予定ですが、今年度からは自己負担が発生することとなりました。感染後の重症化を防ぐためにも、できるだけ多くの高齢者の方々に接種いただくよう、経済的負担を軽減し、実施したいと考えております。

確かに、治療薬は高額に感じられると思いますが、高額医療保険制度の適用もありますので、町独自の助成制度については、今のところ考えてはおりません。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） コロナ治療薬が5日分で8万円とか、点滴は10日で51万円とか、とんでもない金額なのですが、高額医療費が利くから、これでも安くなると思うのですが、それでも町民にとっては大変な負担となります。

次に、（2）コロナワクチンの自己負担額はどれぐらいか。また、高齢者などへの負担の減免というのは考えないのか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの全額公費による接種は、令和5年度をもって終了しております。先ほども申し上げましたが、令和6年度から、65歳以上及び60から64歳の基礎疾患等重症化リスクの高い方を対象に、10月中旬より1月末日まで季節性インフルエンザと同じ「定期接種」として実施いたします。その接種の費用については、国が示している標準価格1万5,300円のうち、国が8,300円を助成することとしておりますので、個人負担は7,000円となります。

町では、物価高騰により厳しい家計の中、感染により重症化の不安がある高齢者の方々が高額な自己負担を理由にその接種をちゅうちょすることのないよう、7,000円の個人負担のうち5,000円を助成することといたしました。個人負担を2,000円としたことで、経済的負担が軽減され、安心して接種していただけるものと考えています。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 個人負担が7,000円なのですが、それを町で5,000円負担して、2,000円は個人の負担で受けていただくと。2,000円でも安くはないのですが、それでも、町でも5,000円負担すると、補助するということで、コロナワクチンを接種する人にとっては大変受けやすいと思っています。

次に、2番目に入ります。福祉灯油の助成事業についてです。

ガソリンやガス代の値上げは大変です。だから、ガソリンやガス代は、国から補助がされています。ところが、灯油は国からの補助がない。各家庭は、冬、やっぱり大変です。

そこで、（１）灯油値上がりの状況はどうか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和５年９月１１日から令和６年８月末までの灯油の価格の状況ですが、１リットル当たり１１８円から１２６円の間で推移しております。８月末現在で１２０円となっております。現在、灯油の価格というのは高い状況が続いていることから、町民の負担は増しているものと思っています。

○議長（附田俊仁君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） たしか、町で、高齢者へ灯油の助成事業をやったときの灯油の値段がリッター当たり１１８円。１２０円いかなかったと思うのですよね。だから、今の灯油の値段というのは、前に福祉灯油として町民に灯油の助成をしたときと同じだと思うのですよね。

そこで、（２）の問題に入りますが、非課税の高齢者世帯へ灯油助成事業を行う考えはないか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町ではこれまで、平成１９年度に、県の補助金を活用して高齢者、障害者、あるいはひとり親世帯の約９２０世帯を対象に４６２万円を、また、翌平成２０年度には、国の交付金を活用して７７０世帯を対象に５５０万円を灯油代として助成した経緯がございます。

灯油価格は高い状況が続いておりますが、現時点での緊急的な支援というのは考えておりません。ただ、極端に高騰した場合ですね、８月末で１２０円、これが極端に高騰した場合、これは国や県の動向を注視しながら、しかるべき対策を講じていきたいと思っています。

○議長（附田俊仁君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） 町民にとっては、今の灯油の値段でも大変な状況ですから、極端に上がったと町で考えるときには、早急に手を打っていただきたいと思います。

次に、介護行政についてです。

訪問介護報酬の引下げで、県内でも訪問介護事業者がいない町村も出てきているわけです。訪問介護事業者がいないと、独り暮らしのお年寄りなどには大変に生活が厳しくなるわけです。

そこで、我が町でも、（１）訪問介護報酬の引下げの七戸町の訪問介護事業者への影響はどうなっているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

厚生労働省によると、訪問介護の基本報酬の引下げ理由については、社会保障審議会の調査により、他の介護サービスに比べ利益率が高いということを上げております。訪問介

護事業への影響について、当町は都市部と異なり利用者が遠方に分散していると。1日に訪問できる件数が少ないということから、事業収入の減少につながっているものと思います。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 我が町では、介護事業所があるわけですが、利用者が1か所ではなく、それぞれの集落に分散しているから、都市部では、介護報酬の引下げというのは影響を受けないのですが、我が町では、介護事業所の人はかなり影響を受けていると、厳しいという声を聞いています。

したがって、（2）に入りますが、七戸町の訪問介護事業所に助成する考えはないか。もう一つは、介護報酬の引下げの撤回と、介護職員の待遇改善を国に求める考えはあるか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今回の介護報酬改定は、訪問介護の基本報酬についてはマイナスの改定であります。介護報酬全体としてはプラスの改定となっており、介護報酬の複雑化した加算メニューを一本化することにより、多くの事業所が処遇改善加算を活用できる報酬体系になっております。

さらに、県の事業では「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」により、介護事業所や職員の処遇改善に向けた支援を行っておりますので、町独自の助成は考えておりません。また、介護報酬引下げの撤回と介護職員の待遇改善については、厚生労働省において介護保険制度を持続可能なものにするため、介護サービスの内容や報酬等、適切なものになるよう定期的に見直しがされております。

介護報酬等の見直しについては、社会保障審議会において、前回の報酬改定の効果・検証、それから処遇改善等について、十分に審議された内容でありますので、これは今回国に対しても撤回というのは求めるということとは考えはおりません。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 物価高から町民の生活や事業を守るために、町でできることを最大限実施することが今非常に大事なことではないかと思います。これから、さらに寒い冬に向けて、町民の生活は厳しさを増していくと思いますので、町での支援を十分に考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、通告第5号、3番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

3番議員。

○3番（山本泰二君） お昼近くなりました。皆さん、ごきげんよう。

夏も終わり、そろそろ秋風が吹き始める時期となりましたが、今年は例年になく暑い日が続き、まだまだ予断を許さない状況にあります。また一方で、国内各地で豪雨の被害が報告され、地球温暖化の影響と思われる気象の異常は、今後もその度合いを増していくものと思われます。今後は、これまでにない状況を想定して、暑さや豪雨、豪雪へのさらなる備えが必要となってくると考えられます。

これまでにない状況としては、気象のほか、生態系の問題があります。いわゆる特定外来生物と呼ばれる動植物が在来の動植物を駆逐し、生態系を大きく変えてしまうという問題であります。以前に、工藤章議員が一般質問で取り上げたアレチウリは、この特定外来生物の一つであります。こういった外来の植物は、繁殖力が非常に強く、生態系に影響を与えたり、農地への被害をもたらしたりする恐れがあり、対策が必要であると考えます。今回の一般質問では、最近よく目にするオオハンゴンソウについて伺います。

さて、今年6月頃から増加傾向がみられた新型コロナウイルスでは、8月期には減少に転じたとの報告があります。しかし、昨年も夏休み明けに再び増加したとされています。昨年5月の新型コロナウイルスの5類移行の後、基本的な対策は個人の判断によるとされていますが、生活様式がコロナ禍以前に戻りつつある今、再び感染が拡大する懸念があります。感染による重症化のリスクもある中、町としてはどのように対応していくのか伺います。

今や、スマートホンが社会生活にはなくてはならないものの一つになりつつある。元来の機能である通信だけではなく、調べもの、文書作成、スケジュール管理等、人によっては手放せないものとなっています。しかし一方で、スマートホンを介した犯罪行為、誹謗中傷、長時間使用による中毒性などのマイナスの点も指摘されています。便利なものでありながら、使い方によっては危険なものとなり得るものであり、特に子供たちにどのように使わせていくか考える必要があると考えます。今回はスマートホンに対する町の取り扱いについて伺います。

以後、質問者席に着いて質問を続けます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） まず、オオハンゴンソウについて質問いたします。

特定外来生物であるオオハンゴンソウが勢力を拡大しています。以前から空き地や山野で見られていましたが、最近では町なかの耕作放棄地や一般道路沿い、川沿いなどでの繁茂がみられる。オオハンゴンソウは繁殖力が強く、在来種を押しよけて大きく広が

ることが懸念されます。

国では、こういった植物の栽培、販売、譲渡などを禁じていますが、一般にはあまり周知されておらず、危機感もありません。町としても何らかの対策を講ずる必要があると考えています。

オオハンゴンソウの開花時期は夏から秋にかけてであります。七戸町内でも黄色のきれいな花、これを御覧になった方も多いかと思います。資料1、2に七戸町内で見られるオオハンゴンソウの写真を示しております。こういうものですが、もしよかったら見てください。

奥羽牧場の西側には割と大きな群生地がみられます。坪川流域県道173号線と交わる辺り、用水路沿いにも多く繁茂しています。家族旅行村創造の森の出口付近にも、かなりのオオハンゴンソウが生息しています。見た目はとてもきれいですが、繁殖力が非常に強く、農地においては厄介な雑草となり、特に山野草などの希少な植物が駆逐されてしまう恐れがあります。

これを駆除するには、刈取りでは不十分です。根っこから引き抜くことが重要ですが、かなりの作業が必要です。そこで質問になります。

まず、現在、オオハンゴンソウの七戸町での繁茂、分布を確認しているか。

既に述べましたように、河川部付近や平野部の空き地、道路沿い、家族旅行村などの公共施設でもよく目にします。町としては繁茂や分布を確認しているか。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

オオハンゴンソウは、北アメリカ原産の観賞用として、明治中期に導入されたキク科の多年草植物であります。1955年に野外で確認され、以降、日本国内のほぼ全域に生息範囲を広げております。繁殖力が強く、在来の植物の生息域を減少させるなど、そういう影響を及ぼすことから、外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定され、栽培、保管、運搬、野外に放つこと、譲渡することなどが禁止されております。

町では、オオハンゴンソウの分布状況を調査したことはありませんが、議員おっしゃるとおり、道路脇、空き地、河川部等、町のいたるところで生息しているものと認識しております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 二つ目の質問になります。

オオハンゴンソウを駆除するには、刈取りでは不十分で、根から引き抜くことが重要です。これにはかなりの作業が必要となります。また、刈取りを繰り返すことにより、駆除がしやすくなるとも言われていますが、いずれにしても、駆除するには根気のいる作業が必要となります。そのための費用もかなり必要になると思います。オオハンゴンソウを駆除するために何らかの補助が必要と考えられますが、補助はあるかお聞きし

ます。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 当七戸町には、オオハンゴンソウの駆除のための補助制度というのはありませんが、八戸の種差海岸では、自然保護団体、それから自治会、学校、民間企業等、多くの市民が種差海岸に生息している貴重な植物を保全するため、オオハンゴンソウの駆除を20年にわたって行っているという事例があります。

当町において、そういった活動の機運が高まり、防除活動の実施を考える団体等があれば、町としても、その活動の支援等を行ってまいりたいとは考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 続けて質問してまいります。

植物に限っても、このオオハンゴンソウのほかに、ヒメジョオン、セイタカアワダチソウ、ニセアカシアなど、特定外来生物とされるものは数多くあります。オオハンゴンソウはもともと、先ほど町長からもありましたが、観賞用として導入されたものが野生化したものです。見た目がきれいであり、駆除すべきものであるとの認識がこの美しさのために低いと思います。町として、何らかの周知を行うべきと考えますが、そのような考えはあるか聞きます。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、観賞用であるオオハンゴンソウ、これを駆除しなければならないと思うような人というのは、これも少ないと思います。もう至るところですから。

また、駆除したとしても、繁殖力が非常に強く、種と根で増え、種は地面に落ちた後、数年間発芽する力を持っているとされており、その駆除については、素手で抜き取るということは困難で、大変厄介なものであると思います。

町としては、町の広報、ホームページにおいて、オオハンゴンソウなど、特定外来生物に係る情報について掲載するとともに、自宅の庭や敷地内で見つけた場合の対処方法等についても、今後、周知してまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） オオハンゴンソウを含め、特定外来生物駆除の取組は、個別の市町村で行っても効果は限定的であると考えます。近隣地域、県全体、こういったところで総合的に取り組まなければならないと思います。

そしてまた、今すぐ何らかの害があるというものでもありませんが、いずれは対策が必要となるものであります。将来の自然環境の保全に向けて、七戸町が他の地域の手本となるような対策を行っていくことを希望します。

ちなみに、参考までに、これは国のほうで出しているものです。これは、十和田のビジターセンターのところで配っているものです。これには、どうして駆除が必要なのか

とか、それを刈り取るためには、駆除するためにはどうしたらいいかといった話がありますので、できるだけ町としてもこういった周知のほうを徹底していただきたいと思っています。

次に、新型コロナウイルスの対応についてお聞きします。

先ほど、佐々木寿夫議員からも指摘がありました。2019年に発生が確認された新型コロナウイルスは、2023年5月に5類に移行となり、一応の終息をみせました。しかし、コロナウイルスがなくなったわけではありません。感染者は一定数存在しておりました。その後、様々な規制が解かれ、国内外で多くの人が交差する様相を目にするようになりました。それに伴い、現在新しい型の新型コロナウイルスが増加しつつあるとの報道もあります。

8月に入り、一旦減少したようではありますが、例年お盆明けに増加に転じていることから注意が必要です。また、現在感染が広がっているウイルスは、新しい型のウイルスK P. 3となっているようです。町としては、新型コロナウイルスK P. 3及びそれ以外の感染者増加に対してどのように対応していく考えであるかを伺います。

一つ目の質問です。七戸町のここ1年程度の新型コロナウイルス感染者の状況はどのようになっているかお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、町が新型コロナウイルス感染者数を把握するという事はいたしていませんが、県が8月29日に公表した新型コロナウイルス感染症発生状況によれば、「本県の新型コロナウイルス感染症定点医療機関からの報告数が県全体で8週連続増加しており、昨年度の実績を踏まえると、今後さらに増加する恐れがある」とのことであり、昨年の感染状況から、今年も8月下旬から9月上旬にかけて感染のピークを迎えたと考えております。

なお、同時に公表された上十三保健所管内の8月下旬の第34週の感染者数を昨年と比較してみると、本年は223人、昨年は332人と、3割弱の減少となっております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 二つ目の質問です。現在、町では、新型コロナウイルス感染者に対してどのように対応しているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町が新型コロナウイルス感染者に対して、何かしら対応しているということはありませんが、症状等に関する問い合わせがあった場合は、保健師が状況について聞き取りをし、内容によっては、かかりつけ医への受診勧奨等を行っております。

なお、今年度に入ってから、新型コロナウイルス感染症に関する相談というのはありませんでした。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 先ほどの佐々木寿夫議員の質問によって、ワクチンであるとか治療薬について補助という形で対応するというお話が聞きました。一応、対応的にはその程度になると思いますが、対応以外に周知ということ、これが必要であると思います。

三つ目の質問です。5類移行となってから1年がたち、以前のような生活にほぼ戻ったという感があります。そんな中、感染の懸念や拡大に向けた防止への意識がかなり低下しているようであります。可能な限りマスクをする、手指の消毒、人込みや接触を避ける行動等、感染拡大防止に対する周知をあらためてする考えはあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、昨年5月に「5類感染症」になり、基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点も考慮し、個人、事業者の判断で実施することが基本となりました。

県では、昨年の感染状況からお盆や祭り期間となる8月、「手洗い・手指消毒」、「室内の喚起」などの基本的な感染対策のほか、医療機関や高齢者施設を訪問する際は「マスクを着用」するなど、場面に応じた感染対策に取り組むよう県民に注意喚起しております。また、県内各報道機関には、感染防止に関する周知の協力を求めているところであり、町といたしましても、ホームページにおいてお知らせしているところでもあります。

引き続き、国、県の方針に基づき、基本的な感染対策について、広報やホームページなどを活用し、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） コロナウイルスに限らず、感染症の予防には常日頃の行動が重要です。日常の生活の中で、季節を問わず感染防止の対策を取るよう、町民への周知を図っていただきたいと思います。

さて、今回の今の大きな二つの質問、これはどちらも健康福祉課が担当部署でありました。しかし、最初の質問が果たして健康福祉課の担当範囲であるのか、ちょっと疑問があります。以前の一般質問でも環境に関する質問の担当、これが健康福祉課でありました。また、動物の死骸の処理など、これも健康福祉課が担当されています。いま一度組織分掌の見直しの検討を希望します。

次に、今度はスマートホンについてお伺いします。

スマートホンは、今や多くの人になくてはならないものであります。これまで、手紙や電話、携帯電話やパソコン等で行っていた文書のやり取り、通話、通信、データのやり取り、これがスマートホン1台でこなせるようになりました。それに加えて、カメラやデジカメなどが扱ってきた画像、レコード、カセット、CDなどで扱ってきた音楽、ビデオやDVDなどで扱ってきた動画までもがスマートホンで利用できるようになりま

した。家にいながら世界中とつながることができる。そして、あらゆる情報を手に入れることができる。そういう世の中になりました。また、自分からメッセージの発信も容易にできます。

しかし、その簡易さ、便利さには大きな落とし穴があります。うまく活用できればこれほど強力なツールはありませんが、使い方によっては、中毒的に使い続けることにもなり、日常生活に様々な影響を与えます。特に影響を受けやすいのは、小学生、中学生、高校生です。今や小学生でもスマートフォンを持っている子供はたくさんいます。しかし、各家庭がその特性をきちんと理解して、子供に買い与えているかどうか疑問が残るところです。

さきに、七戸病院の小野院長がラジオ放送で、スマホを使うことで脳の発達が阻害されるという研究報告があるとお話ししておりました。研究によるとMRIの解析で、スマホを使う子供は使わない子供に比べて脳の大脳皮質、大脳白質の成長が少ないということでした。そのことにより、物事の認知機能に影響が出てきている、そういうお話でした。このことは、学力の低下という問題だけではなく、人との関わり、日常生活にも大いに影響があると考えられます。

ネットワーク社会の今、IT機器を使えること、これが社会に出ても必須となると思われませんが、子供たちには、それ以前に正しい使い方を身につけさせる必要があると考えます。

一つ目です。現在スマートフォンを持っている七戸町内の小中学生の数はどのくらいか。また、その割合は。お聞きします。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

小学校については、生活アンケート調査を実施している学校の結果を報告いたします。スマートフォンを含む情報通信機器を持っている割合は、低学年が1割程度、中学年、高学年が7割から8割となっております。

中学校ではアンケート調査を行っていませんが、情報モラル授業の中での聞き取りでは、約4割の生徒が自分のスマートフォンを持っていると答えております。スマートフォン以外のタブレット端末を含めると、高い割合になると考えられます。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 調査上は、今、教育長がおっしゃった数字になると思いますが、恐らく実質は、ほぼ中学生ですと全員と。小学生もかなりの割合が持っているものと思います。

そこで、持っていること自体よりも、その使い方が問題になると思います。親のスマートフォンを使用するなど、自分で持っていない子供も含めて、スマートフォンの1日の使用時間を把握しているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

小学校の生活アンケート調査では、スマートホンを含む情報通信機器の使用時間は、平日1時間程度、休日2時間程度となっています。これはあくまで平均であり、平日4時間、休日10時間という結果も一部ありました。

中学生の使用時間については、情報モラル授業の中での聞き取りでは、平日3時間程度となっております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） この数字も調査の上での数字ですので、実態はもう少し多い可能性が高いと思っています。

先ほど、スマートホンを持っているかどうかということよりも、どういう使い方をしているかという話をしました。そこで今、時間の話を聞きましたが、次には、本当に具体的にどのような使い方をしているかを聞きます。メールのやり取り、動画の視聴、SNS投稿など、スマートホンの使い方、これを把握しているか伺います。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

小中学生ともに、主に使用している内容としては、電話、ライン、ティックトック、ユーチューブ、エックス、インスタグラムなど、多岐にわたっております。その中で、相互のやり取りとしてはラインの使用が多く、見る、楽しむという点ではユーチューブが最も使用時間が長い結果となっております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 子供たちの間では、こういうものを通して、子供たち同士でやり取りをするというところにこういったラインであるとか、電話はもちろんですが、そういうものは使われているということ、これは何となく理解できるところです。

そこで問題になるのは、今度はそれを使うことによって問題がないかということですが、スマートホンは使い方によっては人を傷つけることにもなります。これまでにスマートホンによるいじめなどの状況は報告されているか。また、犯罪につながりそうな事案の報告はなかったか伺います。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

今年度は、悪口などの誹謗中傷が1件、令和5年度は2件の報告を受けております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 続けて質問をします。

スマートホンをこういった会話とか通信に使う以外に、娯楽の道具として使うことが考えられます。スマートホンを娯楽の道具として使うと、これを際限なく使う可能性があります。それにより睡眠不足になったり、学業がおろそかになったり、思考力が低下す

る可能性があります。また、視力が低下するとの報告もあります。スマートフォン使用による日常生活、学業への影響の報告はあるか伺います。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

日常生活への影響ということから、児童生徒の視力の状況を報告いたします。

七戸町学校保健統計では、令和5年度の「裸眼視力1.0未満の者」の割合は、小学校において約45%、全国平均は約38%で、7ポイント上回っております。中学校においては約48%、全国平均約61%で、13ポイント下回っております。

また、学業への影響については、町の調査結果はありませんが、国立教育政策研究所の報告によりますと、小学6年生の国語と算数で調査した結果、スマートホンの使用時間が30分未満と4時間以上の児童では、正答率が16%から28%の差があり、中学3年生の国語と数学では10%から28%の差があると報告されております。

したがって、スマートホンの使用時間というのは、少なからず学業への影響はあると認識しております。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 質問を続けます。

スマートフォンは、便利な道具でありながらとても危険な性質も持っています。これを何の規制もなく個々の家庭のみの責任にすることは、町として、子供を育てていくことという観点からは容認しがたいと思います。アルコールやたばこがその害ゆえに規制されているのと同様、スマートフォンについてもその害を認識した上で何らかの規制が必要であると考えます。本来であれば、国がすべきことではありますが、直接子供たちと接している町としても、何らかの対策を取るべきではないかと考えます。

群馬県中之条町、ここでは中之条小学校というところで児童にスマートフォンを持たせないという取組をしていたと聞きます。基本は各家庭の判断であります。必ずしも取組がうまくいっているわけではありません。しかし、スマートホンの害に対する取組としては、ここに町が関与している点で評価できると思います。

そこで質問です。七戸町では、スマートホンの若年者使用に対する規制を行う考えはないか伺います。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

七戸町内の小学校、中学校では、スマートホンの学校への持ち込みは原則禁止しております。学校生活以外の日常生活に踏み込むことは考えてはおりません。しかしながら、「ネット上でのいじめ」などは、帰宅中に行われていることが少なくありません。

スマートフォンを児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは、保護者がその利便性と危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、ス

スマートフォンを持たせる場合には、使用に関するルールづくりを行い、児童生徒の使用状況を把握し、身近な大人が児童生徒を見守る必要があります。

教育委員会としては、デジタル社会が急速に形成されている社会において、スマートフォンやSNSが児童生徒に普及することは避けられないことであると考えております。

その中で、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情報モラル教育には、継続して取り組んでまいります。また、保護者に対しても、保護者会をはじめ、機会を捉えて周知していきたいと考えております。

今後も、学校・家庭・地域が連携しながら、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

○議長（附田俊仁君） 3番議員。

○3番（山本泰二君） 規制そのものは困難であるということは理解しています。しかし、規制できないことと、それが問題ないから規制していないということは等価ではありません。本来であれば、国が何らかの指針を示し、運転免許や喫煙、飲酒などと同じように制限をかけるべきものであると思います。ぜひとも子供たちの心を守り、考える力を育てるために、七戸町独自の対応を考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、3番山本泰二君の質問を終わります。

次に、通告第6号、4番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。

○4番（向中野幸八君） 最後の質問者となりました。早く終わります。

早速ではございますが、今回、3点ほどお伺いいたします。

一つ目として、少子化対策についてですが、政府は、正常分娩での出産費用に関して、2026年度から公的医療保険を適用し、自己負担を求めない方向で検討に入っているようです。病気やけがの保険診療は医療費を適用し、自己負担を求めない方向で検討に入っているようです。医療費は、1ないし3割が患者負担となるが、出産費用については別枠を設けて、自己負担なしとする案が出ている状況にあるようです。国としては、経済的な負担を軽減し、少子化対策につなげることが目的であるが、まだまだ議論が必要であり、また、医療機関等の地域差もあるが、速急に取り組むようです。

青森県の平均ですと、正常分娩による出産費用は約40万円となっており、出産後には、出産育児一時金を支給しているが、分娩もいろいろなケースがあり、保険適用外と分類される場合もあります。また、医療機関ごとに異なるので、処置方法の全国統一の検討設定の議論をし、関係法令の改正を目指すようです。

人口減少対策を重要課題として、当町においても様々な取組をしているが限度、限界があり、各自治体においてもこれ以上何の対策をするのか苦慮している状況にあるようです。今後、国の対策計画の下で検討、対応策を講じていくと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

二つ目として、町の特産品の販売促進状況についてですが、生産者の所得向上に向けて販売協力強化として、ふるさと納税品のみならず、町として、今後の促進につながる取組についてお伺いいたします。

最後、三つ目として、町内道路の維持管理に関して、どのような取組をし、実施していくのかについて伺います。

壇上からは以上とし、あとは質問者席から行います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 町内における少子化、子育て支援対策について伺います。

令和元年から令和5年度まで、男女別の出生数の年間の人数は何名なのか。また、県内において、分娩費用は平均40万円のデータがあります。また、いろいろな町独自の支援を行っていると思いますが、そこで伺います。

一つ目として、出産に関する支援の内容と今後の取組について伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

まず、出産に関し、その費用については、一般的に妊婦の方が加入している保険者の種類により異なりますが、自己負担が生じないように、ほとんどの医療機関が直接支払制度を利用し、加入保険者へ請求する仕組みとなっています。

また、支援の内容と今後の取組については、妊産婦訪問事業により、妊産婦の心身のケアや育児サポート等を実施しており、この機会を活用して、産前産後期間の相当分、約4か月の国民健康保険料、年金、妊娠してから産後の翌月までの医療費が免除となる制度や「出産・子育て応援交付金」など、国・県が実施している経済支援、町内外の認定こども園等の情報を提供するなど、子供を産み育てやすい環境づくりと子育て世代の経済的支援に取り組んでおります。

今後は、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関としての「こども家庭センター」の設置を目指してまいります。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 町も政府も動き出し、厚生労働省とこども家庭庁も少子化対策につなげるために議論に入り、2026年度から公的医療を適用した方向での検討が行われ、また各自治体において、一生懸命取り組んでいるが限度があり、今後、速急に国策として対応策を求めていかなければなど、意見も各自治体からも出ている状況にあるようですが、そこで伺います。

当庁の認定こども園等の児童数の現状と保育料について伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、認定こども園等の児童数の現状であります。9月1日現在、住民基本台帳上の児童数は、ゼロ歳児から5歳児まで計338人、そのうち認定こども園等の入所児童数は

292人となっており、入所率は86.4%となっております。

次に、保育料についてであります。基本的に3歳児から5歳児までの保育料は、国の施策により令和元年10月から無償化となっております。ゼロ歳児から2歳児までの保育料については、現在、七戸町では保護者等の課税状況により、無料から3万2,000円までの9階層を設定しております。

なお、この保育料については、「青森県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用し、10月から無償化とするため、関連する補正予算を本議会に提案いたしております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 次に、母親や父親がほっと一息つく時間が欲しいときに、気軽に利用できる施設が身近にあるのも理想だと思います。ちょっとした買物、通院、美容院等、短時間の用事を済ませたいときなど、非常に助かると思います。そこで伺います。

子供を一時的に預けられる制度があるのか。町の現状をお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、町内の全認定こども園等において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に「一時預かり事業」を実施しております。また、認定こども園等の専用スペースにおいて、看護師等が実施する「病後児保育事業」を2施設で、子育て親子へ交流の場や子育て等に関する相談・援助、地域子育て関連情報の提供を行う「地域子育て支援拠点事業」を5施設で実施するなど、子育て支援対策を講じております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 出産後において、子育て支援施設、乳幼児保育事業が充実している自治体も、県内においても見受けられます。七戸もかなり頑張っていると思います。

町に国庫支出金の民生費補助金、総務費の地域おこし総合戦略費、保険給付費、そして母子衛生費の委託料、扶助費等の関連ある事業費があるようですが、そこで伺います。

今後、町の少子化、子育て支援対策についてどのような予算配分や取組をするつもりなのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、これまでに「こども医療費の助成」など、町独自の子育て支援対策について県内でも先行して実施してまいりました。さらに、令和5年度には、少子化対策に対応した予算配分の取組として、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、小中学校に入学、中学校の卒業を予定している児童を養育する方を対象とした「みらいかがやく子育て支援金」の支給を開始いたしております。

今後は、先ほども説明したとおり、子育ての経済的負担を軽減するため、県の「学校給

食費無償化等子育て支援市町村交付金」を活用して、「特定教育・保育施設等利用者負担額補助金」と「小・中学校修学旅行保護者負担援助費」を今議会に補正予算として提案いたしております。令和7年度には、高校生までの医療費無償化拡充を予定いたしております。

国・県の施策とともに、妊産婦と子供及び子育て家庭の伴奏支援と経済的支援を中心に子育て支援対策の充実を図り、今後も子供を産み育てたいと思える環境づくりに努めてまいります。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 県が行った少子化対策についての調査で、やはり子供の教育費、食費、医療費など、子供を育てるためにお金がかかるとの結果であるが、当町においては、ほかで取り組んでいない事業、支援対策のため、いろいろなことを行っている。でもやはり限界を感じている面もあるのではないかと思います。各自治体も同じ状況にあり、意見を出し合い、県、国と今まで以上に連携した対策をとっております。

そのまま続けます。

当町の特産品の現状と販売促進についてお尋ねします。

農家において、高齢化で離農者が増え、後継者等、様々な問題を抱えている状況の中、農作業等で励んでいると思いますが、そこで伺います。

一つ目として、当町の特産品であるニンニクや長芋の生産量と売上高の令和3年、4年、5年の実績をお伺いいたします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これはJAの実績であります。ニンニクは、令和3年は436トン、7億6,400万円、令和4年は498トン、6億180万円、それから令和5年、421トン、5億8,000万円。なお、令和5年産については一部共選物、これは含まれてはいない数字であります。

長芋、令和3年は984トン、3億4,700万円、令和4年は642トン、2億9,900万円、令和5年産については、洗浄選別及び出荷中のため、これはまだ確定はいたしておりません。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 特産品の生産性向上を図るためにも、効率化あるいは収穫量を維持し、販売強化に向けた今後は、特に、ふるさと納税品としても選ばれたり、利用されることも考慮し、販売増進につなげるために何らかの手だても必要となると思いますが、そこで伺います。

生産量の増加や売上高の向上のため、販売増進強化に向けてどのような取組を町としては考えているのかお伺いします。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

経営所得安定対策、いわゆる転作の柱である高収益作物への転換を引き続き支援をする、JA等と連携しながら首都圏のアンテナショップやフェア等に農産物や加工品を出品するなど、PR活動を通して、新たなニーズの掘り起こしに努めるとともに、今後は米をはじめとする特産品、ふるさと納税返礼品に活用できるか検討をしてまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 販売に向けて、宣伝・販売促進のため、様々なPR方法があると思いますが、東京で行われている青森県人会を主催する祭典もあり、食・文化・観光等魅力を発信できる機会もあると思います。生産者の所得向上につながるよう、ふるさと納税品の取り入れ等考慮したさらなる取組を検討、実施していただきたいと思います。

最後に、町内の道路管理状況についてお尋ねします。

道路の陥没、ひび割れ等により、車両などの損害、思いがけない事故等につながるケースも発生していることもあったと思いますが、町の主要舗装道路の維持管理のため、定期的、または日常巡回をしたり、住民からの情報などを受けて、調査をして復旧作業などに入るとは思いますが、そこで伺います。

災害以外の通常の道路維持管理はどのように実施しているのかお伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和6年4月1日現在、815路線、実延長577.8キロメートルを町道として管理をいたしております。そのうち舗装道路が346.8キロ、舗装率は約60%となっております。

町では、令和元年度に実施した「路面性状調査」において把握した、ひび割れなどの客観的なデータの結果を基に「舗装維持管理計画」を策定し、計画的な舗装・補修等を行いながら、管理計画の定期的な更新を行い、効率的な維持管理に努めております。

また、道路の日常的な巡回点検につきましては、年間を通じて職員等による道路パトロール、そのほか町民からの情報に基づいて現場を確認し、適時必要な対策を講じております。簡易的なものについては町職員が対応しておりますが、交通に支障があるなど緊急性を要するものについては、道路維持修繕工事に対応し、道路交通の安全を確保するように努めております。

○議長（附田俊仁君） 4番議員。

○4番（向中野幸八君） 限られた職員での業務対応に当たっていると思いますが、今後とも巡回の実施をし、道路の安全確保のためにも、速やかな対応をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（附田俊仁君） これをもって、4番向中野幸八君の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終結いたします。

○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月13日の本会議は、午前10時から再開いたします。

本席から告知いたします。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時46分